

議 事 録

会 議 名	令和 7 年 第 1 回 寒川町農業委員会 定例総会		
開催日時	令和 7 年 1 月 2 4 日 (金) 午後 1 時 3 0 分から	開催形態	公 開
開催場所	寒川町民センター 3 階講義室		
出席委員	農業委員 会長：8 番 中村 基寛 委員：1 番 大久保泰明 2 番 金子イツ子 3 番 市川 幹雄 4 番 五島 修一 5 番 福岡 喜輝 6 番 三澤 伸喜 7 番 相田 孝 計 8 名		
欠席委員			
農業委員会事務局	事務局長：西島雄一 主幹：吉田慎也 主査：広田智之 主任主事：保永貴史		
傍聴人			
議 事	日程 第 1 農業経営基盤強化促進法に伴う利用権の設定の申し出について 日程 第 2 農業経営基盤強化促進法に伴う利用権の合意解約について 日程 第 3 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による転用届出について 日程 第 4 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による転用届出について		
会議の概要	会 長：ただ今から、令和 7 年第 1 回定例総会を開会いたします。欠席委員は、おりません。出席委員は 8 名中 8 名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。本日の議事録署名人に、5 番と 6 番を指名いたします。 会 長：それでは、総会次第の日程により議事を進めさせていただきます。初めに、日程第 1、農業経営基盤強化促進法に伴う利用権の設定の申し出について、借り手が同一人のため、議案番号 1 号及び 2 号を合わせて上程いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。 事務局：（議案番号 1 号及び 2 号を朗読） （説明）当該地は小動地区にある農用区域内の農地 2 筆で、現況はいずれも畑で期間は 3 年間です。借り手は他市で研修を受けた新規就農者で、スイカ、キュウリ、ブロッコリーなどを作付け予定です。 会 長：地区担当農業委員である 3 番から農地法の観点から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。 3 番：1 月 1 5 日事務局と共に現地調査しました。現地はきれいに整備されておりましたので、問題ないと思います。 会 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手願います。 （委員より意見、質問なし） 会 長：よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号 1 号及び 2 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 （全員挙手） 事務局長：総員挙手 会 長：では総員挙手ですので、議案番号 1 号及び 2 号は原案のとおり決定通知書を町長に送付いたします。次に、日程第 2、農業経営基盤強化促進法に伴う利用権の合意解約について、報告番号 1 号について事務局より報告事項の朗読と説明をお願いします。 事務局：（報告番号 1 号を朗読）		

	(説明) 農業経営基盤強化促進法に伴う利用権の設定がされていた農地について、借り手と貸し手、両者合意のもと利用権を解約する旨の通知が提出されました。 会 長：ただいまの報告について、発言のある方は挙手願います。 (委員より意見、質問なし) 会 長：よろしいでしょうか。特に発言が無いようですので、報告番号1号の報告事項については了承されたことといたします。続いて、報告番号2号について事務局より報告事項の朗読と説明をお願いします。 事務局：(報告番号2号を朗読) (説明) 農業経営基盤強化促進法に伴う利用権の設定がされていた農地について、借り手と貸し手、両者合意のもと利用権を解約する旨の通知が提出されました。 会 長：ただいまの報告について、発言のある方は挙手願います。 (委員より意見、質問なし) 会 長：よろしいでしょうか。特に発言が無いようですので、報告番号2号の報告事項については了承されたことといたします。次に、日程第3、農地法第4条第1項第7号の規定による届出について、報告番号3号から6号の4件、日程第4、農地法第5条第1項第6号の規定による届出について、報告番号7号から8号の2件、以上、一括して事務局より報告事項の説明をお願いします。 事務局：農地法第4条第1項第7号の規定による届出については、議案書のとおり4件、農地法第5条第1項第6号の規定による届出については、議案書のとおり2件届出がありました。いずれも添付書類含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。 会 長：ただいまの報告について、発言のある方は挙手願います。 (委員より意見、質問なし) 会 長：よろしいでしょうか。特に発言が無いようですので、報告事項については了承されたことといたします。 最後に、その他として、審議事項はありますでしょうか。 5 番：新年のみ駐車場を行っている農地について対応をどうするか？ 事務局：最終的な違反地指導は県の協力が必要なため、県と対応を協議します。結果については、後日報告します。 (特になし) 会 長：では、以上をもって、令和7年第1回寒川町農業委員会定例総会を閉会いたします。
資 料	1. 令和7第1回定例総会議案及び位置図

議事録署名人 三澤 伸喜

議事録署名人 福岡 喜輝

本議事録は、令和7年2月25日、承認・署名を得て確定しました。